

【一般社団法人品質工学会/規程】 規 0020 号

品質工学会 ASI 賞規程

主管 審査表彰部会
1998 年 3 月 1 日制定
2000 年 3 月 30 日改訂
2016 年 4 月 20 日改訂
2023 年 12 月 14 日改訂

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 一般社団法人品質工学会は American Supplier Institute (以下、ASI とする) と協力して品質工学会 ASI 賞を設ける。

2. ASI 賞は、広く世界における品質工学の価値と有用性の認知向上を目的とし、品質工学に関する優れた報文に対して授賞するものである。

(賞の対象と授与)

第 2 条 授賞対象となる報文は前年の品質工学会誌に掲載された「開発と研究」「事例研究」「実施報告」および「論説」「解説」とする。

2. 原則として毎年度 1 件を授賞する。ただし、授賞にふさわしい報文がない場合は授賞を見送ることがある。

3. 品質工学会の他の賞とは独立とし、重ねての授賞を妨げない。

第 2 章 選定と承認

(選定)

第 3 条 授賞選定は ASI にて行う。ASI は、授賞対象報文の中から ASI として世界に紹介したいと考える優れた報文を選定する。

2. 品質工学会は ASI からの求めに応じて授賞報文の選定に協力する。協力の実務は、主に審査表彰部会が担う。

(承認)

第 4 条 ASI による選定結果を受けて審査表彰部会から授賞を発議し、品質工学会理事会の承認をもって決定する。

第3章 表彰

（表彰日）

第5条 表彰は原則として当年の品質工学研究発表大会の場で行う。

（表彰）

第6条 受賞者には ASI より盾を1基、表彰状を品質工学会員の受賞人数分、授与する。

第4章 告示

（会告）

第7条 授賞結果を会告として品質工学会誌に掲載する。

第5章 規程の改訂および廃止

（改廃）

第8条 本規程の改廃は、主管組織または品質工学会理事の発議に基づき主管組織が立案し、理事会の承認をもって行われる。

付則

1. 本規程は、1998年3月1日より施行する。

付議事項

1. 本規程の運用ならびに改廃を検討するにあたっては、ASI との連絡を密とする。

改定記録

2016年4月20日 第1条を改訂。

2000年3月30日 第2条を改訂。第3条の一部を第4条として分割。

2023年12月14日 一般社団法人品質工学会の定める規程書式にしたがい改訂。